部

# 躍動するアジアとともに発展する大阪経済

## はじめに

## (深まるわが国とアジア経済との相互依存関係)

今日、わが国にとってアジア経済の重要性はいっそう増大している。

1990年代後半に襲った経済危機を克服し、近年、アジア経済は高い成長を遂げ「世界の成長センター」としての地位を再び取り戻した。なかでも、BRICsと呼ばれて注目を集めている人口規模の大きな国々のうち、中国、インドの発展は著しい。また、タイ、ベトナムを含むメコン川流域の諸国も高い経済成長を持続しており、周辺国を含めたインフラ整備の進展は、将来の更なる発展の可能性を示すものである。

このような状況の中で、現在わが国を含むアジアにおける二国間、複数国間でFTA(自由貿易協定)/EPA(経済連携協定)締結に向けた交渉が進展している。自由貿易と緊密な経済連携の強化に向けた関係構築を進め、将来的には東アジアにおける経済共同体構想へと発展させようとする動きまでもみられるなど、わが国とアジア経済の相互依存関係は今後もいっそう深まっていくものと考えられる。

#### (企業のアジアとの交流は緊密化)

わが国産業の海外、とりわけアジアとの交流は大きな変化を遂げてきた。戦後の経済復興期には、輸出促進による外貨獲得が追求され、欧米を中心として中小企業製品の輸出が積極的に行われた。やがて、アジア諸国の成長にともない、そうした国々から海外市場への輸出やわが国への輸入が増大すると、国内産業にとってアジア諸国の産業は競合相手として捉えられるようになった。

1985(昭和60)年のプラザ合意以降急速に進展した 円高により、海外経済交流を取り巻く環境は大きく変 化した。輸出競争力の低下は、現地市場の開拓と低コ ストでの生産を目的としたアジア諸国・地域での企業 の生産、販売拠点の設立といった海外進出を進展させ た。しかしながら、それは一方で受注・販売機会、雇 用の喪失といった地域の産業空洞化や経済の衰退懸念 をも引き起こすことになった。

そのプラザ合意から20年以上が経過し、その間に企

業活動のグローバル化は拡大、深化を遂げている。アジア諸国・地域での生産・販売拠点の設立・拡充が進展するとともに、様々な側面でも交流が活発化してきている。さらに、わが国における海外企業の活動も増加の兆しをみせており、双方向の経済交流のいっそうの拡大・促進が期待されている。

## (海外経済交流の中で発展してきた大阪産業)

明治以降の大阪経済発展の歴史は、海外との経済交流とともにあったといっても過言ではない。江戸時代における商業の中心地から、工業都市へと変貌を遂げた大阪は、アジア諸国に地理的に近い大阪、神戸の港湾の存在という好条件もあり、常にアジアとの関係を強く持ちながら発展を遂げてきた。

今後の大阪経済の活性化にとって、成長するアジアのダイナミズムを呼び込むことは重要な課題であるが、アジアとの関係が歴史的にも深いことを活かし他地域に先んじて行えば有利に展開できるはずである。

しかしながら、近年における大阪とアジア諸国・地域間の経済関係の変化は、必ずしも充分に把握されているとはいえない。

現在、企業が海外において、あるいは海外の企業と 行う事業内容・形態は多岐に渡っている。従来は製造 業による生産や販売活動のための拠点設立が中心で、 これまでも過去の『大阪経済白書』を始め、様々な調 査研究によりその動向や課題等が分析され、明らかに されてきた。

一方では、大阪において事業活動を行うアジア系企業も増加し始めるなど、大阪府内で事業活動を行う海外企業が多数存在するという側面にも注目されるべきである。これらのことから、分析の範囲を広げ、様々な業種のアジア系企業との幅広い連携状況も捉える必要がある。

### (本白書のねらい)

以上のような事柄を踏まえ、本白書は大阪経済がアジアとの間で双方向の経済交流を促進し、アジアの経済活力を生かして発展するための課題整理や方向性の

提示を行うことを目的とした。

まず、大阪とアジアの経済交流状況の推移について 把握し、大阪はアジアとの関係について、どのような 分野でどの程度の位置を占めているのかという点につ いて明らかにする。

次に、大阪企業の海外事業と大阪におけるアジア企業の事業展開について現状を把握し、経済交流推進にあたっての課題を挙げる。

さらに、大阪府内で行われている海外事業に対する 支援と、地域間の経済交流を促進する施策を検証する ことにより、今後の方向性について考察する。

本白書の構成と内容は以下のとおりである。

## 【構成】

#### 第1章 大阪とアジアの経済交流の変遷

貿易、投資、技術、人材といった経済交流について、 大阪とアジアの関係の変遷と特徴を検証する。また、 大阪企業の海外拠点設立に関する要因等についての統 計的分析を行う。

### 第2章 大阪企業の海外事業活動とアジア

府内中小企業が実施する輸出・輸入、業務の委託・

受託、資本交流、技術交流といった海外事業について その傾向と特徴を分析し、今後、海外事業を推進する ための課題を抽出する。

### 第3章 大阪におけるアジア系企業の活動

大阪における外資系企業の活動状況を確認するとともに、地域への影響を分析する。なかでもアジア系企業について、取引状況や立地動向の特徴を把握し、今後の活動に向けた課題を考察する。

## 第4章 企業と地域の海外経済交流に対する支援ネットワーク

大阪における企業の海外事業展開への支援と地域の海外経済交流についての推進体制を確認するとともに、大阪特有の資源について把握する。また、企業の活動状況を踏まえて今後の海外経済交流促進に向けた方向性を示すことを試みる。

本白書では、府内企業の海外事業の実態や府内における外国系企業の活動実態を把握するためにアンケート調査を実施した。その概要は以下の通りである。

## 【アンケート調査の概要】

#### 大阪府内企業の海外事業に関する調査

調査対象 建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、

飲食店,宿泊業、サービス業(他に分類されないもの)の、本所・単独事業所

のうち会社企業

調査方法 郵送自記式

回答基準日 2005年12月31日現在

回収 有効発送数 3,448 有効回答数 576 (回答率16.7%)

## 大阪府内における外国系企業・事業所の活動状況に関する調査

調査対象 (1) 大阪府内に本社を持つ外国資本比率が20%以上の企業

(2) 外国に本社を持つ企業の大阪府内の事業所

のうち、建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、

飲食店,宿泊業、サービス業(他に分類されないもの)に属するもの

調査方法 郵送自記式

回答基準日 2005年12月31日現在

回収 (1) 有効発送数 194 有効回答数 45 (回答率23.2%)

(2) 有効発送数 167 有効回答数 38 (回答率22.8%)

### 【分析の特徴】

本白書では次のような特徴を有した分析を行った。

#### (1) 幅広い業種、事業内容についての分析

これまで輸出入や海外生産拠点の設立といった製造業や商業の海外事業展開の調査研究は数多く行われているが、本白書では対象となる業種を広げるとともに、中小企業の海外との様々な形態での事業連携についても取り上げる。

## (2) 立地や事業活動における情報収集源についての分析

取引先企業、公的機関といった情報収集源に焦点を当て、国際的な事業展開を行うにあたって、パートナーとなる企業や、地域の情報収集源の重要性を確認する。

## (3) 海外経済交流について大阪府内のネットワークを 検証

すでに数多く存在する海外事業や国際経済交流を支援する仕組みやネットワークについて検証する。

なお、本白書でいうアジアなどの範囲は以下のとおりである。

特に注記のない限り、本文中でアジアとは「東アジア」、「東南アジア」及びインドを中心とした地域を指す。「東アジア」、「東南アジア」の示す範囲は、国際連合の地域区分に基づき以下のようになっている(国・地域名はアルファベット順)。また、本文中でアジアNIEs、ASEAN(東南アジア諸国連合)と表記する際に含まれる国・地域も以下に示す。

#### 東アジア:

中華人民共和国(中国) 香港特別行政区(香港) マカオ特別行政区(マカオ) モンゴル、朝鮮 民主主義人民共和国(北朝鮮) 大韓民国(韓国) 台湾

### 東南アジア:

ブルネイダルサラーム、カンボジア王国(カンボジア) 東ティモール民主共和国(東ティモール) インドネシア共和国(インドネシア) ラオス人民民主共和国(ラオス) マレーシア、ミャンマー連邦(ミャンマー) フィリピン共和国(フィリピン) シンガポール共和国(シンガポール) タイ王国(タイ) ベトナム社会主義共和国(ベトナム)

## アジアNIEs:

香港、韓国、シンガポール、台湾

### ASEAN加盟国:

ブルネイダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10か国

なお、文中でASEAN4及びASEAN5と表記する場合は以下の国を指す。

#### ASEAN4:

マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ

## ASEAN5:

ASEAN4及びベトナム

## 本文中のFTA/EPAの表現について

通常、二国間、あるいは複数国間の貿易障壁の撤廃など貿易の円滑化・自由化を求める自由貿易協定にはFTA(Free Trade Agreement)という呼称が用いられるが、わが国では投資環境の整備や人的交流の推進など、より広範な経済協力協定を指すEPA(Economic Partnership Agreement:経済パートナーシップ協定)と併せて交渉が進められている。本白書では政府の呼称に従い、こうした動きを「FTA/EPA」と称して用いる。